（要領様式第１号）

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

７佐地環第 29-2 号
令和８年２月 26 日

長野県佐久地域振興局長

１　公表する内容及び縦覧する関係図書

根　拠　条　項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第１項	事業計画概要書	○
(2) 条例第 37 条第２項（第 37 条第５項含む）	事業計画概要説明会終了報告書（勧告に基づくものを含む）	
(3) 条例第 39 条第１項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第５項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第２項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第２項	事業計画廃止届出書	

２　公表する事項

<table>
<tr><th colspan="2">事　　項</th><th>内　　容(該当する項のみに記載する)</th></tr>
<tr><td colspan="2">氏名及び住所
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</td><td>株式会社グリーム
代表取締役　池森　行夫
長野県上田市真田町本原 1341 番地３</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請の区分（Ⅰ）</td><td>産業廃棄物処分業の新規許可</td></tr>
<tr><td rowspan="5">条例第33条</td><td>①廃棄物の処理施設の設置の場所</td><td>長野県上田市芳田字三行平 3562 番１、3611 番４</td></tr>
<tr><td>②廃棄物の処理施設の種類</td><td>動植物性残さの堆肥化施設</td></tr>
<tr><td>③処理を行う廃棄物の種類</td><td>堆肥化する産業廃棄物
動植物性残さ（特別管理産業廃棄物を除く。）</td></tr>
<tr><td>④廃棄物の処理施設の処理能力</td><td>動植物性残さ　0.82ｔ/日</td></tr>
<tr><td>⑤変更の概要(変更許可等の場合)</td><td>新 / 旧</td></tr>
<tr><td rowspan="2">条例第33条</td><td>⑥周辺地域の範囲及びその根拠</td><td>（範囲）上田市長入自治会、上田市小井田自治会、上田市大日木自治会、上田市岩清水自治会、東御市田沢区
（根拠）廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第２の１(３)ア</td></tr>
<tr><td>⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠</td><td>（範囲）
・上田市長
・東御市長
・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者
・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者
（根拠）
条例第 28 条第２項及び条例施行規則第 22 条第１号</td></tr>
</table>

	⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和８年４月 26 日（日）午後６時から (場所) 長入生活改善センター 長野県上田市芳田 3672 番地４
	⑨事業計画概要書の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和８年２月 27 日（金）から 令和８年３月 30 日（月） （土日・祝日その他の県の休日を除く。） (時間) 午前８時 30 分から午後５時まで

3　提出できる意見

根拠	対　　象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
第34条	○第 32 条第２項の関係市町村長 ○第 33 条第２項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12号	提出期限 令和８年３月 30 日（月） 提出先 〒385-8533 佐久市跡部 65-1 長野県佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課

注）意見提出にあたっての留意事項

・提出書類はいずれも日本産業規格Ａ列４番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。

・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。